

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見と総務省の考え方
(令和元年8月14日～令和元年9月17日意見募集)

No.	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	<p>宅配水は全国的に普及している品目であるか疑問。地方においては調査が難しい品目ではないか。</p> <p>【個人】</p>	<p>宅配水は、消費支出全体に占める当該品目の割合が1万分の1以上*であり、その市場規模は1,500億円超まで成長しているという民間の試算もあることから、家計消費支出上重要度が高くなった品目であると考え、調査品目に追加することとしています。</p> <p>また、宅配水の調査方法については、宅配水事業を営む主要な企業（本社事業所）が全国各地に配送する宅配水の価格を、総務省が直接調査することを予定していますので、各地域において価格を調査するものではありません。</p> <p>※総務省において、統計法（平成19年法律第53号）第32条の規定に基づき、家計調査に係る調査票情報（2017年4月～2018年3月）を利用して集計した結果。</p>	無
2	<p>豚肉の区分変更は理解できるが、それ以外は何をしたいのかわからない。</p> <p>名称のささいな変更に労力と時間をかける意味は何ですか。</p> <p>【個人】</p>	<p>今回の小売物価統計調査規則（省令）の改正は、家計における消費構造の変化を適切に統計に反映することを目的に、27品目を調査品目として新たに追加するとともに、品目名の変更、調査担当者の変更などを行うものです。</p> <p>品目名の変更は、円滑な調査の実施や調査結果の利便性の向上に資するため、市場での呼び名の変化に対応するとともに、より代表的な商品等を調査できるようにする必要な改正です。</p>	無

○提出意見数：2件